

「療養の範囲について」の実施について」の一部改正

「療養の範囲について」の実施について」（昭和 45 年 10 月 21 日地基補第 510 号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護の範囲 (1)～(3) 〔略〕 <u>(4) (2)の場合の「通知」4の(2)のイの看護料は、「労災診療費算定基準について」(昭和 51 年 1 月 13 日基発第 72 号)5に基づき「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」(平成 20 年 3 月 5 日厚生労働省告示第 67 号)別表に定める額に相当する額とする。</u> (5) 〔略〕 (6) 〔略〕 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 (1)～(6) 〔略〕 (7) (5)の場合の医師の証明、有料紹介機関を通じて看護師等を求めたときの紹介手数料及び看護師等の往復旅費の取扱いについてはそれぞれ4の(3)、<u>(5)及び(6)</u>を準用するものであること。 (8) <u>(5)の場合の「通知」5の(2)のアの看護料又は(2)のイの付添の費用は、「労災保険における看護の給付の取扱いについて」(昭和 62 年 3 月 12 日基発第 131 号)第2の4に基づき「労災保険における看護料算定基準」(昭和 62 年 3 月 12 日基発第 132 号)別表に定める額に相当する額とする。</u> 6 移送の範囲 (1) 病院、診療所等への受診または通院のための<u>交通費</u>（「通知」6の(6)に規定する鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費をいう。以下同じ。）については、一般的には電車、バス等の交通機関の利用について認められるものであり、タクシー、<u>自家用自動車</u>等の利用は、被災職員の傷病の部位<u>及び状況</u>等からみて、やむを得ずこれらの交通機関を利用しなければならなかったものと認められる場合に限り、療養補償の対象として認め	4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護の範囲 (1)～(3) 〔略〕 〔新設〕 (4) 〔略〕 (5) 〔略〕 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 (1)～(6) 〔略〕 (7) (5)の場合の医師の証明、有料紹介機関を通じて看護師等を求めたときの紹介手数料及び看護師等の往復旅費の取扱いについてはそれぞれ4の(3)、<u>(4)及び(5)</u>を準用するものであること。 〔新設〕 6 移送の範囲 (1) 病院、診療所等への受診または通院のための<u>交通費</u>については、一般的には電車、バス等の交通機関の利用について認められるものであり、タクシー、<u>ハイヤー</u>等の利用は、被災職員の傷病の部位<u>および状況</u>等からみて、やむを得ずこれらの交通機関を利用しなければならなかったものと認められる場合に限り、療養補償の対象として認められるもの<u>であること。この場合、その額は、社会通念上当該地域において妥当と認められる</u>

られるものであること。

自家用自動車を利用した場合のその他の交通費の額の計算において、ガソリン代の実費の算定が困難な場合には、社会通念上妥当と認められる範囲内の額を支給するものとする。

また、やむを得ず友人等の自家用自動車を利用して謝礼等を支払った場合においては、社会通念上妥当と認められる額の範囲内で実際に負担した額を移送の費用として支給してさしつかえないものであること。

なお、交通費のうち鉄道、その他の交通費等については、領収書等を徴収することができない場合が多いと思われるが、移送の事実が立証でき、かつ、当該交通機関の料金が別途立証できれば、必ずしも領収書等の添付は必要としないものであること。

(2) 宿泊費及び包括宿泊費については、特殊な検査のため遠方の病院に移送する等の場合で、その距離、被災職員の症状等からみて宿泊を必要とすると認められるときは、支給してさしつかえないものであること。

(3) (2)の場合の宿泊費及び包括宿泊費の額を国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号。以下「旅費法」という。）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 306 号。以下「旅費法施行令」という。）の規定の例に準じて計算する場合には、1 夜につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）別表第 2 の職務の級が 10 級以下の者の区分に掲げられている額の範囲内における実費（飲酒、遊興費その他これらに類する費用を除く。）を支給するものとする。

(4) 「通知」6 の(6)の規定の例に準じて計算する場合には、被災職員の傷病の状況、地理的事情、交通事情等を総合的に勘案し、計算するものとする。

(5) 被災職員の傷病の状況等から特に必要と認められる場合には、旅費法及び旅費法施行令の規定の例に準じ、交通費、宿泊費及び包括宿泊費以外の種目を移送の費用として支給することができる。

(6) 独歩できない場合の介護付添に要する費用のうち、日当については、給与を受けている者が付き添った場合は、付き添ったことによりその者が失った給与の額を介護付添に要する費用として支給するものとする。

額の範囲内で、被災職員が実際に負担した額とすること。また、やむを得ず友人等の自家用車を利用して謝礼等を支払った場合においても、同様、社会通念上妥当と認められる額の範囲内で実際に負担した額を移送費として支給してさしつかえないものであること。

なお、交通費については、領収書等を徴収することができない場合が多いと思われるが、移送の事実が立証でき、かつ、当該交通機関の料金が別途立証できれば、必ずしも領収書等の添付は必要としないものであること。

(2) 宿泊料については、特殊な検査のため遠方の病院に移送する等の場合で、その距離、被災職員の症状等からみて宿泊を必要とすると認められるときは、社会通念上当該地域において妥当と認められる額の範囲内で被災職員が実際に負担した額を宿泊料として支給してさしつかえないものであること。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(3) 独歩できない場合の介護付添に要する費用については、給与を受けている者が付き添った場合は、付き添ったことによりその者が失った給与の額に相当する額を介護付添料としてさしつかえないものであること。

また、<u>個人事業者が付き添った場合には、社会通念上妥当と認められる範囲内の額を日当として支給するものとする。</u> なお、介護付添人の交通費、<u>宿泊費</u>については、被災職員の場合と同様、支給してさしつかえないものであること。 <u>(7)</u> 〔略〕	<u>ただし、その額が、国家公務員等の旅費に関する法律別表第 1 に定める日当の最低額に満たない場合は、当該日額の最低額とすること。また、給与を受けていない者が付き添った場合も同様であること。</u> なお、介護付添人の交通費、<u>宿泊料</u>については、被災職員の場合と同様、支給してさしつかえないものであること。 <u>(4)</u> 〔略〕
備考 表中の〔 〕は注記である。	